

# 自動車税（種別割）一括納付 Q & A

埼玉県自動車税事務所

## 目 次

1.	課税対象車両数が 50 台未満になった場合	・・・・・	(P. 1)
2.	申出の期限	・・・・・	(P. 1)
3.	納税通知書の送付	・・・・・	(P. 1)
4.	納税通知書の様式	・・・・・	(P. 1)
5.	大口一括分納付内訳書について	・・・・・	(P. 1)
6.	大口一括分納付内訳書及び事前の確認リストの送付について	・	(P. 2)
7.	納付場所	・・・・・	(P. 2)
8.	<u>納税証明書</u>	・・・・・	(P. 2)
9.	個別の領収証書	・・・・・	(P. 2)
10.	一括納付の継続	・・・・・	(P. 3)
11.	<u>4月抹消登録車両の自動車税（種別割）</u>	・・・・・	(P. 3)
12.	納期限後の取扱	・・・・・	(P. 3)
13.	リース車両の取扱	・・・・・	(P. 3)
14.	納付額の訂正	・・・・・	(P. 4)
15.	<u>一括納付の対象外車両</u>	・・・・・	(P. 4)
16.	提出された送付先変更届の取扱	・・・・・	(P. 4)
17.	納税通知書の再発行	・・・・・	(P. 4)

\* 下線部の項目は、特に御注意ください。

## 1. 課税対象車両数が50台未満になった場合

一括納付の申出をした後に所有している自動車が50台未満に減少した場合、一括納付はできなくなるのですか。

原則として自動車を50台以上所有する方を対象としていますので50台を下回ると一括納付できなくなる場合があります。

なお、御案内にあたっては12月末時点の車両数を基準としています。

## 2. 申出の期限

新たな一括納付の申出はいつまでにすればよいですか。

2月末日（土、日曜日の場合は翌月曜日）までに、一括納付申出書を自動車税事務所に提出してください。一括納付解約届が提出されない限り、一括納付は継続されます。

## 3. 納税通知書の送付

一括納付をする場合、納税通知書はどうなりますか。

従来の1台ごとの納税通知書兼領収証書に替え、一括納付用の納税通知書と大口一括分納付内訳書を5月上旬にお送りします。

## 4. 紳税通知書の様式

一括納付用の納税通知書はどのような様式ですか。

通常の納税通知書と様式は同じです（総額が記載された1枚の納付書）。

納税通知書上部余白に「一括納付用」と朱書きしてあります。なお、登録番号欄及び納税証明書欄に「\*\*\*\*\*」と表示されるため、納税証明書としては使用できません。

## 5. 大口一括分納付内訳書について

一括納付用納税通知書と送られてくる大口一括分納付内訳書はどのような様式ですか。

別紙1のとおりです。一括納付用納税通知書で納付いただいくと、大口一括分納付内訳書に記載してある車両の自動車税（種別割）が納付されることになります。

なお、事前（4月下旬頃）に大口一括分納付内訳書と同じ内容のリストを確認資料としてお送りします。

## 6. 大口一括分納付内訳書及び事前の確認リストの送付について

大口一括分納付内訳書もしくは事前の確認リスト（内容は大口一括分納付内訳書と同じ）を電子メールで送付してもらえますか。

電子メールでの送付は行いません。事前確認用のリスト及び納税通知書と同封する大口一括分納付内訳書は紙媒体でお送りしています。

なお、大口一括分納付内訳書に記載されている車両台数が500台を超えている場合に限り、事前確認用のリスト送付時に、CD-R（電子データ）を送付します。

## 7. 納付方法

納付方法は1台ずつの納税通知書と同じですか。

同じように各金融機関で納付できるほか、スマートフォン決済アプリ、「地方税お支払いサイト」にアクセスしてクレジットカード等での納付ができます。詳しくは納税通知書の裏面または埼玉県ホームページの「納税の方法」を御覧ください。

ただし、スマートフォン決済アプリやクレジットカード等での納付は事業者によって金額的な制限がありますので御注意ください。

なお、一括納付の場合はコンビニエンスストアでの納付はできませんので御了承ください。

## 8. 納税証明書

納税証明書はどうなりますか。

平成27年度より都道府県で構成する納付確認システムと、国の運輸支局の検査システムとを連携することで納付確認を電子的に行い、車検用の納税証明書の添付が必要になりましたのであらためて送付することはありません。

なお、自動車税（種別割）を納付してから検査場で電子確認ができるようになるまでには、一定の期間が必要なため、6月中に車検を受ける場合は注意が必要です。この点については、別紙2を御参照ください。

## 9. 個別の領収証書

個々の自動車について領収証書はいただけるのですか。

一括納付された場合は、個々の自動車についての領収証書の交付は行いませんので御了承ください。

## 10. 一括納付の継続

一括納付の申出は、毎年度行う必要がありますか。

必要ありません。一括納付解約届が提出されない限り、一括納付は継続されます。一括納付を取りやめる場合は、2月末日（土、日曜日の場合は翌月曜日）までに一括納付解約届を自動車税事務所へ提出してください。

## 11. 4月抹消登録車両の自動車税

4月に抹消登録した自動車については月割で自動車税（種別割）を納付したいのですが、一括納付の対象から除外できませんか。または、当社でこれらの車両の自動車税額を納付額から減額して納付してもよいのですか。

御質問のような取扱いができないか慎重に検討をいたしましたが、本県では電算システム上実施できません。このような自動車については、いったん年税額を納めていただき、後日、抹消登録に伴う減額分を還付するという方法をとらせていただきますので、御理解のほどよろしくお願ひいたします。

なお、納税通知書の金額を訂正した場合は、一括納付ができなくなりますので、金額は訂正しないでください。

## 12. 納期限後の取扱い

一括納付するつもりだったのですが、納期限を過ぎてしまいました。納期限後でも一括納付用の納税通知書を使用することができますか。

一括納付は、納期限内に限り特例的に認められるものです。したがって、納期限を過ぎますと一括納付ができなくなりますので、必ず納期限内に納付してください。

## 13. リース車両の取扱い

リース契約において、自動車税（種別割）はユーザーが負担することになっているものがあります。このようなリース車両の自動車税（種別割）は、一括納付の対象から除外できませんか。

または、当社でこれらの車両の自動車税額を納付額から減額して納付してもよいのですか。

割賦販売契約を結んでいる自動車を除き、自動車税（種別割）は自動車の所有者が納税することになっています。したがって、リース契約の内容にかかわらず自動車税は所有者を納税義務者として課税することになりますので、一括納付の対象から除外することはできません。

なお、納付書の金額を訂正した場合は、一括納付ができなくなりますので、金額は訂正しないでください。

#### 14. 納付額の訂正

住所変更により一括納付の対象から外れた自動車があります。これらの車両に係る自動車税（種別割）も一括して納付したいのですが、一括納付用の納税通知書の納付額を訂正してもよいですか。

一括納付用の納税通知書の金額は、減額・増額ともに訂正できないことになっています。したがって、そのような車両に係る自動車税（種別割）は、一括納付の対象外になりますので、個々の納税通知書兼領収証書で納税してください。

#### 15. 一括納付の対象外車両

一括納付の内訳書に記載のない車両があります。一括納付の取扱いができない自動車があるのですか。

電算システム上、一括納付の取扱いができない自動車があります。具体的には次のような自動車です。

- 同一法人でも、登録の名称や所在地（の表記方法）が異なっているもの
- 運輸支局で登録の際に、法人名称・所在地等が誤って入力されてしまったもの
- 2月及び3月に新規登録や登録変更をされたものの一部

このような自動車については一括納付の取扱いができません。一括納付分とは別に納税通知書兼領収証書が送付されますので、そちらで納付してください。

#### 16. 提出された送付先変更届の取扱い

送付先変更届を提出している車両があります。その車両は一括納付制度を利用しても送付先変更されますか。

一括納付の制度上、個別に送付することはできません。そのため、既に提出されている送付先変更届については、無効となりますので御了承ください。

#### 17. 納税通知書の再発行

一括納付用の納税通知書を紛失したのですが、再発行できますか。

一括納付は特例的に認められるもので、制度上、再発行はできません。納税通知書を紛失しますと一括納付ができなくなりますので、お取り扱いには十分御注意ください。

納付については、個々の納付書を送付いたしますので、そちらで納付してください。なお、件数によっては、納付書の発送にお時間をいただく場合がありますので、お早めに御連絡ください。